会館会議室等利用規程

蒲郡商工会議所

(目 的)

第1条 本規程は、蒲郡商工会議所会館(以下「会館」という。)の会議室・ホール (以下「会場」という。)を会員ならびに一般の利用に供するための必要な事項を 定める。

(利用申込)

第2条 会場を利用しようとする者は、所定の利用申込書を提出し、本所の許可を受けなければならない。

(利用料金)

- 第3条 会場の利用時間ならびに利用料金は別表による。
- 2 利用料金は、原則として利用申込みと同時に納入すること。但し、特別の事由があると認められる場合は、減免または後納によることができる。

(利用の制限)

- 第4条 次の事項に該当する場合は、利用を許可しない。また、既に利用中であって も利用を取消すことができる。
 - ① 公の秩序または善良な風紀を乱す恐れがあるとき。
 - ② 商工会議所の目的に反する恐れがあるとき。
 - ③ 会場、設備および備品等を毀損する恐れがあるとき。
 - ④ 地元商工業者または一般消費者に著しい不利益を与える恐れがあるとき。
 - ⑤ 会館内の他の利用者に対し、迷惑をおよぼす恐れのあるとき。
 - ⑥ その他本所の会館管理上、支障があると認められるとき。

(利用料金の返還)

- 第5条 利用申込みの取消しについては、既納の利用料金を次により返還する。
 - ① 利用日の14日前までの取消し ……全 額
 - ② 利用日の 7日前までの取消し ……半 額
 - ③ 利用日6日前より当日までの取消し…返還しない

(利用者の責務)

第6条 会場の利用にあたっては、本規程ならびに注意事項を厳守し、係員の指示に 従わなければならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、利用が終了したときは、係員に報告するとともに、設備・備品等 を原状に回復しなければならない。

(利用権の譲渡等禁止)

第8条 利用者は、会場を利用する権利を譲渡し、または利用の目的以外に利用して はならない。

(損害賠償)

第9条 利用者が、会場の設備・備品を毀損し、または紛失した場合は、その損害額 を賠償するものとする。

(免 責)

第10条 本所は会議室管理について最善の注意を払ってあたるものの、利用者において、盗難・火災・その他の損害等が発生した場合にあっても、本所は一切その責任を負わない。

付 則

- 1. この規程は、平成13年 4月 1日より実施する。
- 2. 蒲郡商工会議所商工会館使用規程(昭和37年7月26日実施)は、平成13年3月31日廃止する。
- 3. 第3条(利用料金)の別表は、平成14年12月17日改正。平成14年12月 17日より実施する。
- 4. 第3条(利用料金)の別表は、平成16年7月14日改正。平成16年8月1日 より実施する。
- 5. 第3条(利用料金)の別表は、平成17年12月22日改正。平成18年1月1日より実施する。
- 6. 第3条(利用料金)の別表は、平成25年1月9日改正。平成25年4月1日より実施する。
- 7. 第3条(利用料金)の別表は、平成25年7月24日改正。平成25年11月1日より実施する。
- 8. 第3条(利用料金)の別表は、平成25年12月16日改正。平成26年4月1日より実施する。
- 9. 第3条(利用料金)の別表は、平成28年3月22日改正。平成28年4月1日 より実施する。
- 10. 第3条(利用料金)の別表は、平成29年7月26日改正。平成29年7月26日より実施する。